

[illegible]

	午前１０時 開会
委員長（西永）	ただいまから、令和７年第３回東大和市選挙管理委員会を開会いたします。
	議事日程により、議事を進行いたします。
	日程第１ 会議録署名委員の指名について、我妻委員を指名いたします。
	次に、日程第２ 会期の決定については、本日１日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	全委員から「異議なし」の声あり
委員長（西永）	ご異議ないものと認め、会期は本日１日といたします。
	それでは、日程第３ 第５号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」を議題に供します。事務局から提案理由と内容の説明を求めます。
事務局長（石川）	日程第３ 第５号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」を説明いたします。
	２ページをご覧ください。令和７年３月１日現在により、公職選挙法第２８条に基づき抹消するものであります。第１号該当の死亡者は２月１日から２月２８日までの間で９９人、第２号該当の転出後４か月を経過した者は１０月１日から１０月３１日までの間の転出者で１９２人、在外選挙人名簿への移転による第３号抹消者及び誤登載による第４号抹消者は該当がありませんでした。以上のようにして２９１人を抹消するものであります。
	３ページをお開きください。２月１日現在の登録者数は、男性３４，５６２人、女性３６，２９８人、合計で７０，８６０人でした。
	今回の抹消者数は男性１６１人、女性１３０人、合計２９１人で、差引合計は、男性３４，４０１人、女性３６，１６８人、合計で７０，５６９人となるものであります。
	お手元に抹消者一覧を配布してありますので、よろしくご審議を

	お願いいたします。
委員長（西永）	事務局からの説明が終わりました。抹消者一覧をご確認の上、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
	全委員、抹消者一覧を確認
委員長（西永）	それでは、何かご質問等ございますでしょうか。
	全委員から「なし」の声あり
委員長（西永）	ご質問は無いようですので、お諮りいたします。第５号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」は、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。
	全委員から「異議なし」の声あり
委員長（西永）	異議なしとのことですので、第５号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」は、原案のとおり可決決定といたします。
	続きまして、日程第５ 第６号議案「東大和市選挙人名簿への定時登録について」を議題に供します。事務局から提案理由と内容の説明を求めます。
事務局長（石川）	それでは、日程第５ 第５号議案「東大和市選挙人名簿への定時登録について」を説明いたします。
	５ページをご覧ください。公職選挙法第２２条第１項の規定に基づき、令和７年３月１日現在で資格を有する者を、東大和市選挙人名簿に登録するものです。
	本日の定時登録者数は、男性３８２人、女性３８２人、合計で７６４人であります。
	内、年齢要件による登録者は男性９０人、女性９４人で合計１８４人です。

	年齢要件は、平成１９年３月２日以前に生まれた者、住所要件は、
	令和６年１２月１日までに転入手続きをし、引き続き東大和市に
	住所を有する者及び東大和市から他の区市町村に住所を移した者の
	うち、引き続き３か月以上東大和市の住民基本台帳に記録されてい
	た者であって、転出後４か月を経過しないものであります。
	６ページをお開きください。本日の定時登録の結果、登録者数は
	７１，３３３人となり、その内、男性が３４，７８３人、女性は
	３６，５５０人であります。
	新規登録者一覧をお配りしてありますので、よろしくご審議をお
	願いいたします。
委員長（西永）	事務局からの説明が終わりました。新規登録者一覧をご確認の上、
	ご質問等ございましたら、お願いいたします。
	全委員、新規登録者一覧を確認
委員長（西永）	それでは、何かご質問等ございますでしょうか。
	全委員から「なし」の声あり
委員長（西永）	ご質問は無いようですので、お諮りいたします。第５号議案「東
	大和市選挙人名簿への定時登録について」は、原案のとおり可決決
	定することにご異議ございませんか。
	全委員から「異議なし」の声あり
委員長（西永）	異議なしとのことですので、第５号議案「東大和市選挙人名簿へ
	の定時登録について」は、原案のとおり可決決定といたします。
	続きまして、日程第５ 報告ですが、事務局から何かありますか。
事務局長（石川）	それでは、報告事項を申し上げます。

	資料に基づき、報告と今後の日程を伝える
事務局長（石川）	以上で報告事項を終わります。
委員長（西永）	事務局から説明が終わりました。委員の皆様から何かございますでしょうか。
委員長職務代理（北田）	令和7年第2回定例会で議題になった、在外選挙人名簿からの抹消の取消しの効果について、説明をお願いします。
事務局長（石川）	東京都選挙管理委員会に確認したところ、取り消した時点に遡って選挙権を有するということです。 在外選挙人の再出国等の情報は、総務省からの通知により、公職選挙法第29条第1項の規定により、市区町村長と選挙管理委員会の間の相互通報により把握することとしております。 本事案では、住民基本台帳担当部局である市民課からの情報が事務局に届いておらず、その状況で令和6年10月27日の本委員会における在外選挙在外選挙人名簿から抹消を決定したこと自体には瑕疵はなかったものと考えております。 今後は、市民課との連携をより密にして、在外選挙人の入国及び再出国等の情報について、遺漏の無いように努めたいと思います。
委員長（西永）	その他に何かありますか。
	全委員から「なし」の声あり
委員長（西永）	委員の皆様から特に無いようです。 本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。 以上で、令和7年第3回東大和市選挙管理委員会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

午前11時10分 閉会

[illegible]